

リスクリングブリッジ創出業務委託仕様書

1 目的

本県では、「滋賀県産業振興ビジョン 2030」で具体的な目指す姿としている技術革新や生産性向上によるイノベーティブなビジネスモデルが次々と展開され、新たな価値が創出される滋賀を形作っていくため、半導体、宇宙、AI等の成長分野への中小企業の新規参入促進に取り組んでいる。

本業務では、技術の進歩が加速している分野について、これまで県内の中小企業等が取り組んできた内容とは異なる点や応用できる点などを理解し、新分野への挑戦のきっかけとすると共に、進出がスムーズに進むように既存技術の磨き上げを加速する必要がある。そのために、成長分野のトレンドや全体像の把握など開発の方向性を決めるヒントとなる「基礎講座」と半導体や電子部品などから宇宙、AIなど特定分野に特化した専門性の高い内容を学ぶ「実践講座」を実施する。これにより、本県の企業が新分野への進出を加速する橋渡しをおこない本県産業と経済の発展を目指す。

2 業務の名称

リスクリングブリッジ創出業務

3 業務の期間

契約締結の日から令和9年3月10日まで

4 委託業務の内容

受注者は、以下の業務を実施する。

(1) 基礎講座の実施提案および運営

受注者は成長分野※についてのトレンド、開発のヒントを提供する講座を6回開催する。※半導体、宇宙、AI、3Dものづくり、グリーンサステナブルなど

開催日	令和9年2月までの間に、6回 ※日程は発注者と協議の上決定する
開催場所	滋賀県内 ※開催場所は発注者と協議の上決定する
参加者	県内企業※ おおむね300名程度（各回50名程度） ※受注先のような県内企業の成長分野進出につながる県外企業は参加可能
内容	・成長分野に関するトレンドや全体像の把握など開発の方向性を決めるヒントとなる講座を開催する。 ※内容は受注者の提案などを踏まえ協議の上決定する。

(2) 実践講座の実施提案および運営

受注者は成長分野のうち特定分野に特化した専門性の高い内容を学ぶ実践講座を8回開催する。なお、本講座は県内大学と連携して実施するなど県内の知的資源を有効に活用すること。

開催日	令和9年2月までの間に、8回 ※日程は発注者と協議の上決定する
開催場所	滋賀県内 ※開催場所は発注者と協議の上決定する
参加者	県内企業※ おおむね160名程度（各回20名程度） ※受注先のような県内企業の新分野進出につながる県外企業は参加可能

(3) 会場および必要資材の手配調整および支払い

受注者は上記(1)、(2)の取組について、必要となる会場、資材、備品、車両等を手配調整し必要経費の支払いを行う。

(4) 講師、司会、事例発表者等の調整および支払い

受注者は上記(1)、(2)で実施する講座について、講師、司会、事例発表者の手配調整および必要経費の支払いを実施する。

(5) 募集、受付および広報周知

受注者は上記(1)、(2)の取組について、募集、受付、広報を実施する。広報の内容は受注者の提案に基づき発注者と協議の上決定する。

(6) 開催準備

受注者は上記(1)、(2)の取組について、開催準備、設営、配布資料等の作成を実施する。

(7) 連携促進支援および委託業務報告書の作成

受注者は(1)、(2)で実施する講座で興味を示した企業に対し新たな連携の創出となるよう、委託期間中継続して参加企業を支援する。また、本業務で得られた成果について専門的知見から評価検討し報告書を作成する。

(8) アンケートの実施

アンケートを作成し各講座の集計と満足度のような共通項目は、全体の集計も作成する。内容については、発注者と協議の上決定する。

(9) その他および追加提案

受注者は上記以外で本業務実施に付随する業務および受注者が創意工夫により予算の範囲内で提案した追加の業務を実施する。

5 業務の内容に係る留意事項

(1) 受注者は、本業務が県内中小企業の業務内容などの実態に合わせた取組とな

るよう留意すること。

- (2) 受注者は、4 (1)、(2) の取組を実施するにあたりリアルだけでなく、オンライン、アーカイブなども併用した取組となるよう留意すること。
- (3) 受注者は本業務を実施するにあたり県内大学等の研究機関の状況を踏まえ十分な連携・活用を図ること。
- (4) 受注者は、4 (1)、(2) の取組において取り上げる成長分野に関する技術を正確かつ分かりやすく参加者等に訴求すること。
- (5) 契約は1年単位だが、本業務自体は、3年継続する予定のため、来年度に向けて、入札での実施を想定した仕様書の作成や仕様に来れない内容などに関する情報を提供し、検討に協力すること。
- (6) 資料1の令和7年度の開催内容を確認し、更に応用分野などの進んだ内容や成長産業に関する異なる技術分野の内容などについての基礎講座と実践講座の内容とすること。

6 機密保持・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、この業務の実施に当たって取り扱う企業情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (3) この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を本県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (4) 本業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は本業務以外に使用しないこと。また、この資料、データ等は業務終了までに複写等は削除・廃棄し原本は県に返却すること。
- (5) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

7 その他留意事項

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに発注者と業務の進め方などについて打合せを行うものとする。

- (2) 発注者は、本業務の遂行に当たり、滋賀県内外の企業に係る必要な情報を可能な限り貸与する。
- (3) 受注者は、本仕様書の内容等や定めのない事項等について疑義が生じた場合、その都度、発注者と協議の上、その指示に従い業務を進めること。
- (4) 発注者は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (5) 本業務に付随して必要となる経費（旅費、専門家謝金、印刷製本費等）は、受注者が負担するものとする。また、疑義が生じるような経費の取扱いについては、事前に発注者と協議を行うこと。
- (6) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先が記載された再委託承認申請書を県に提出し、承認を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。
なお、再委託範囲は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受注者の責任においてこれを解決することとする。
- (7) 成果物制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用承諾の処理は、受託者の責任及び費用で適正に行うものとする。
- (8) 業務終了後、提出された実績報告書に基づき、支払額を確定する。支払額は、委託契約額の範囲内で、業務に要した費用の合計となる。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。当該費用は、厳格に審査し、業務に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあるため、留意すること。

8 納入物

以下を記録した電子データ（ページ割合は、協議の上決定するため下記は目安）

- ・ 報告書（概要：公表用）：約 16 頁程度 A 4 形式（各講座数×1 ページ+全体要約 2 ページ、Word 形式）
- ・ 業務内容を網羅的に収めた報告書（非公表用、Word 形式）
- ・ その他本業務の実施にあたって作成した資料

8 納入先

滋賀県 商工労働部 イノベーション推進課